

第6章



計画の推進



第6章 計画の推進

1 計画運用に関するP D C Aサイクルの活用

本市の保険者機能を強化し、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためにP D C Aサイクルを活用します。地域課題を分析した結果を基に地域の実情に則した取組目標を計画に記載(Plan)し、第7期の各年度において実施(Do)した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価(Check)を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、第7期計画に反映するなど必要な措置(Action)を講じながら計画を推進していきます。

2 計画の推進体制

(1) 介護保険運営協議会

被保険者の代表、サービス事業者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる協議会です。

介護保険事業計画の実施から進行管理、評価、見直しについて、行政、関連機関や組織・団体、市民と協働しながら、介護保険の円滑な運営に努めます。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

現在、地域包括支援センターは、東部、西部、南部それぞれの日常生活圏域に1箇所ずつ設置されています。

センター間の連携や公正・中立性を確保し、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業、及び地域包括ケアが適正かつ効果的に推進されるように管理・評価を行います。

(3) 地域密着型サービス運営委員会

学識経験者、地域密着型サービス事業者、福祉・保健・医療関係者、被保険者代表からなるもので、地域密着型サービス等の設備・運営や計画に係る事業者等の選定などの協議を行い、計画の推進に努めます。



3 計画の進行管理

この計画は、次のように進行を管理します。

(1) 進行管理

この計画を適正に推進するため、横手市介護保険運営協議会等において計画の進行管理を行います。

(2) 評価・分析の視点

この計画の進行管理を実施するにあたり、次の視点に基づいて、介護保険事業や高齢者福祉施策等の評価・分析を行います。

- ① 介護保険事業については、年度ごとのサービス見込量や給付額等とその実績との差等を算出し、評価・分析を行う。
- ② 年度ごとの目標数値等がある事業については、その目標数値と実績数値の差、進捗割合によって評価・分析を行う。
- ③ 計画期間中の達成を目指す事業については、その目標達成に向けての進捗状況により評価・分析を行う。
- ④ 高齢者の実情や地域ごとのニーズを把握する調査を実施し、介護保険や高齢者福祉サービス等に対する満足度や意見を把握し、評価・分析を行う。
- ⑤ その他、計画の進行を管理する上で必要な事項について評価・分析を行う。

(3) 事業の進捗状況の公表

評価・分析の結果を含めた進捗状況については、市民、事業者、その他の関係者に定期的に公表します。

4 県による市町村支援等

在宅医療・介護連携の推進や認知症施策、地域ケア会議の実施など、地域包括ケアシステムの深化・推進へ向けた取組について、必要に応じて県に支援を要請していきます。

また、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業の実施など施策を推進するにあたっては県による支援制度を活用するほか、事業者の指導監督等についても県と十分な連携を図りながら対応していきます。